◎調達機関番号　010　◎所在地番号　08
1　掲載日
平成23年８月15日（号外政府調達第152号）
2　変更内容
５ページ１段目「入札公告」第６号１⑷の「平成23年11月30日」を「平成23年12月27日」に、５⑷の「30 November 2011」を「27 December 2011」にそれぞれ変更します。

入札公告の訂正

平成23年８月31日（号外政府調達第164号・８ページ）掲載の入札公告について、次のとおり訂正します。
平成 23 年９月 20 日
独立行政法人情報通信研究機構
契約担当理事　吉武洋一郎
◎調達機関番号　592　◎所在地番号　13
3　入札書の提出場所
⑶　入札説明会の日時と場所　平成23年９月20日午後３時　情報通信研究機構入札室　出席を希望する者は、出席予定者を平成23年９月16日午後５時までに上記３の⑴の場所へ連絡すること。
⑷　入札書の受領期限　平成23年10月27日午後５時
⑸　開札の日時及び場所　平成23年10月28日午後２時20分　情報通信研究機構入札室
5　Summary
⑺　Time limit for tender : 5 : 00 PM 27 October 2011
に訂正する。

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。
平成 23 年９月 20 日
支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長　鈴木　俊彦
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
平成23年８月４日付け掲載の入札公告「平成23年10月～平成26年３月分健康監視システム運用・保守業務一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年９月 20 日
支出負担行為担当官
中国四国農政局長　國弘　　実
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　33
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　吉野川下流域農地防災事業　北部幹線水路（大寺工区）建設工事
⑶　工事場所　徳島県板野郡板野町大寺及び川端地内
⑷　工事内容　幹線水路工　施工延長　Ｌ＝912.75m　施工始点　測点№.０＋14.117　施工終点　測点№.46＋6.865　内訳　⑴シールド工　Ｌ＝912.75m　シールド機種　泥水式シールド　シールド機外径　φ2,880㎜　シールド掘進延長　Ｌ＝910.75m　シールド掘進区間　№.０＋15.117～№.46＋5.865　一次覆工　外径φ2,750㎜　鋼製セグメント二次覆工　φ2,200㎜　内挿用強化プラスチック複合管（内圧４種及び５種）φ2,200㎜　強化プラスチック複合管（内圧５種）φ2,200㎜　鋼管　⑵管理施設工　１）空気弁工　１箇所　２）分水工　１箇所
⑸　工期　平成24年１月～平成26年２月　780日間
⑹　使用する主要な資機材　・シールド機本体１基　・鋼製セグメントリング1,013リング　・ＦＲＰＭ管305本　・鋼管１本　・鋼矢板233ｔ
⑺　本工事は、次の内容の対象工事である。
①　入札時に施工方法等の技術提案（ＶＥ提案。以下「技術提案」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（標準Ａ型：品質向上重視型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がなされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
②　本工事は、複数の者による適正な競争性を確保するため、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限をもって申請者が１者であった場合、以降の入札手続きを中止する措置を試行する工事である。
③　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、契約後ＶＥは入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。
④　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑤　申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。
2　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては中国四国農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成23・24年度一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。
⑸　中国四国農政局における「土木一式工事」に係る平成23・24年度一般競争参加資格の確認の際に、単体及び共同企業体の代表者は、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。
⑹　技術提案が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が適正と認められない場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。
⑺　施工実績は、次に示す①及び②の施工実績を有することとするが、①と②の工事は別工事でも可とする。ただし、共同企業体の場合は、代表者と構成員の施工実績で次に示す①と②の施工実績を有することとし、代表者、構成員の単体としては①又は②の施工実績を有することとする。
①　平成８年度から平成22年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、セグメント外径φ1,300㎜以上、かつ施工延長が450m以上の「密閉式シールドトンネル工事」（推進工・セミシールド工事は除く。）
②　平成８年度から平成22年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、呼び径1,100㎜以上で施工延長450m以上の強化プラスチック複合管の水路工事（シールド工事での挿入工事を含む。）